

空き家に関する支援制度一覧

市町村名: 富岡市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
空き家の利活用に関する補助制度	助成	<a href="#">空き家家財道具等片付け補助金</a>	市内にある空き家内の家財道具等を処分し、富岡市空き家バンクの登録又は宅地建物取引業者との媒介契約を締結しようとする者に対し、その処分に要する費用の一部を助成する。	<b>【補助対象空き家】</b> (1)市内に所在する一戸建住宅(併用住宅及び長屋を含む。)で、6月以上居住していないもの (2)所有者が法人でないこと (3)アパート等事業の用に供する用途として建築したものでないこと <b>【補助対象者】</b> (1)空き家の所有権を有する者又はその相続人であること (2)ごみの処分を自ら行わず、第三者に委託している業者に委託すること (3)補助金の交付を受けた日から起算して2年間、第三者に対する賃貸又は売買を目的として、補助対象空き家を富岡市空き家バンクへ登録し、又は補助対象空き家について宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者との媒介契約を締結すること <b>【補助対象費用】</b> (1)ごみの処分に要する費用 (2)特定家庭用機器再商品化法により指定された特定家庭用機器の処分に要する費用 (3)空き家の片づけとともに敷地内の樹木の伐採及び処分をする場合は、その費用 (4)(1)～(3)の処分に係る運搬に要する費用 (5)(1)～(4)の処分及び運搬を業者に委託する場合は、その委託費用	片付けに要した費用又は委託費の2分の1(1,000円未満切り捨て) 限度額10万円			R2.4.1～	予算の範囲内で申請順	建築課	0274-62-1511	<a href="https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1553759047180/index.html">https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1553759047180/index.html</a>	
空き家の解体に関する補助制度	助成	<a href="#">空き家除却補助金</a>	空き家等の除却工事を行った者に対し、除却工事に要した費用(20万円以上)の3分の1、危険空き家等及び特定空家等の除却については5分の4を乗じた額(1,000円未満切り捨て)を助成する。	<b>【補助対象建築物】</b> (1)空き家の定義 以下のいずれにも該当する建築物 ・市内に所在する自己の居住の用に供していた建築物で6月以上居住していないものであること(併用住宅及び長屋を含む。ただし、物置、門扉、塀等を除く) ・所有者が法人でないこと ・公共事業等の補償の対象となっていないこと ・アパート等事業の用に供する用途として建築したものでないこと (2)危険空き家等の定義 上記の空き家等に該当し、次のいずれかに該当する空き家 ・住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅に該当する空き家(崩壊の危険のある空き家) ・解体後の跡地が住環境の改善及び地域の活性化に資する空き家 (3)特定空家等の定義 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、指導又は助言された建築物(樹木などの土地に定着するものは除く。) <b>【補助対象者】</b> 空き家の所有者、相続人、又は所有者若しくは相続人から解体について同意を得た者(法人を除く。)ただし、解体跡地を地域活性化に資する空き家の申請は法人も含む。 <b>【補助対象工事】</b> (1)空き家等、危険空き家等及び特定空家等の解体、撤去及び処分に係る工事費用(家財道具等の撤去処分費は除く。) (2)建設業法別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体土事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設リサイクル法第21条第1項の登録を受けた市内業者が請け負う工事であること	<b>【空き家の除却】</b> 限度額30万円 <b>【危険空き家等の除却】</b> 特定空家等の除却 限度額50万円			R2.4.1～	予算の範囲内で申請順	建築課	0274-62-1511	<a href="https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1459473339010/index.html">https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1459473339010/index.html</a>	